

安心・安全なまちセーフコミュニティを目指して③

問い合わせ先 健康推進課 (☎251181)

～「セーフコミュニティとわだを実現させる会」～

安心・安全なまちは、市民みんなの願いです。世界一安全と思われていた日本ですが、最近、交通事故や自殺、子どもを巻き込んだ痛ましい事件・事故が後を絶ちません。こうした不慮の事故や災害などで、大切な命を失うことがないよう、わたしたち市民にできることはないでしょうか？

本市では、平成17年10月から有志が集まって学習会を重ね、平成19年1月28日に市民約200名が参加してフォーラム「子どもの事故予防のための安心・安全のまちづくり(セーフコミュニティ)を目指して」を開催、その直後「セーフコミュニティとわだを実現させる会」が発足しました。この会は、十和田市がセーフコミュニティとして認証されるよう支援するボランティア組織として、毎月第2火曜日夜、市保健センターで定例会を開いています。子どもの外傷予防、自殺予防、高齢者の転倒予防、事故のデータを集めるサーベイランス(外傷の把握)の4つのグループに分かれて、自分たちに何ができるか、検討しています。これまで、ヘルメット装着運動などを展開するための定点観測

を行ったり、介護予防教室などを活用し高齢者約1,000人に転倒意識調査を実施したり、市と協働して自殺予防の普及啓発などをしてきました。

現在は40人を超える会員があり、「自分たちの住むまちのために何かしたい!」そんな気持ちを持つ人たちが集まっています。具体的なプログラムを作ることで「安全」な暮らしが、そしてこれまで出会わなかった分野の人と出会うことで顔が見える「安心」が得られるように思います。まさに、こうしたプロセスがコミュニティの絆^{きずな}を作っていくのだと実感しています。

いま世界に、セーフコミュニティの輪が広がっています。子ども・障害者・高齢者にとって安全な環境を確保することは、わたしたち市民一人ひとりの責任です。市と一緒に「十和田に住んでよかった」と思えるまちづくりを目指していきましょう。関心のあるかたは、ぜひご参加ください。



土地・家屋・償却資産の申告について

★土地・家屋の申告について

▶土地：住宅用地の申告について

対 象 平成19年中に住宅などを建築、取り壊し、あるいは土地の用途を変更したかた

※この申告により住宅用地として認定され、住宅用地の特例対象となった場合は固定資産税が減額されます。また、土地は登記地目以外の使用は出来ないことになっていますので、本来の登記地目と違う形態で使用しているかたは、地目変更登記が必要です。

▶家屋：新築住宅などの取得における申告について

対 象 平成19年中に住宅(貸家を含む)を建てたかた
※この申告により新築住宅などの特例対象となった場合は固定資産税が減額されます。また、建物の建築および取り壊しをする場合には届出をしてください。

★償却資産の申告について

対 象 償却資産は、平成20年1月1日現在、市内で事業(農業を含む)に使っている資産のうち、土地や家屋、自動車、小型特殊自動車以外の資産で、取得価額が20万円以上のもの

★申告期限

▶土地：住宅用地の申告 1月21日

▶家屋：新築住宅等取得の申告 1月31日

▶償却資産：1月31日

■申告の方法

住宅用地および新築住宅などの取得における申告については土地および家屋の登記事項証明書(写しでも可)と印鑑を持参して申告してください。

償却資産の申告の対象と思われるかたには、昨年12月下旬に申告書を送付しましたが、償却資産を所有して申告書が届いていないかたはご連絡ください。また、税理士に依頼しているかたは、税理士に相談してください。
※トラクター、乗用田植機、コンバインは軽自動車のナンバーの交付を受け、取り付けることが必要です。

問い合わせ先 税務課

土地について (☎25111内線187・188)

家屋・償却資産について (☎内線179・189・199)

軽自動車について (☎内線182・183)

※軽自動車のナンバーの交付は市民生活課(十和田湖支所)でも行っています。

問い合わせ先 市民生活課 (☎25111内線6256・6257)

税務署からのお知らせ

確定申告は便利なe-Taxで! <http://www.e-tax.nta.go.jp>